

指令 2002/58/EC
[参考訳・改訂版]

2017年5月23日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications)のテキスト（英語版）に基づき、和訳を試みた。テキストは、下記の Web サイトにある EU 官報（Official Journal of the European Union）から入手した。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32002L0058&from=en>
[2016年8月10日確認]

この指令（以下「指令 2002/58/EC」という。）は、その後、Directive 2006/24/EC of the European Parliament and of the Council of 15 March 2006 on the retention of data generated or processed in connection with the provision of publicly available electronic communications services or of public communications networks and amending Directive 2002/58/EC（以下「指令 2006/24/EC」という。）及び Directive 2009/136/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 amending Directive 2002/22/EC on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services, Directive 2002/58/EC concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector and Regulation (EC) No 2006/2004 on cooperation between national authorities responsible for the enforcement of consumer protection laws（以下「指令 2009/136/EC」という。）によって一部改正されている。指令 2009/136/EC の改正条項には誤記があったので、後に、EU 官報（Official Journal of the European Union L 241/9）によって訂正されている。これらによる改正後の条文（統合版）は、下記のサイトで示されている。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2002L0058:20091219:>

EN:HTML

[2017年4月24日確認]

この参考訳は、指令 2006/24/EC、指令 2009/136/EC 及び規則(EU) 2015/2120 による改正後の指令 2002/58/EC（統合版）の私的な和訳である。この統合版のテキストは、最初の指令の条項にその後に制定された複数の異なる改正条項を統合したものであるため、その末尾には制定の日付及び署名の記載がない。

この参考訳・改訂版は、法と情報雑誌1巻2号117～162頁に掲載した参考訳について、その後の検討結果等を踏まえ、誤記や校正漏れの訂正は無論のこと、誤解等に基づく誤訳部分を改め、それが合理的であると判断される場合には他の参考訳中における訳語との統一性をできる限り維持しつつ、全面的に改訂を加えた改訂版である。

原則として直訳としたが、直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。この参考訳・改訂版には、訳注はない。注記（脚注）は、全て原注である。

一般データ保護規則(EU)2016/679」の前文(173)において、指令 2002/58/EC が規律対象としている分野と一般データ保護規則(EU)2016/679 が規律対象としている分野に重複があることから、指令 2002/58/EC の見直しがなされるべきだと指摘されている。

その後、指令 2002/58/EC の改正作業が進められ、改正の提案がなされた。

この改正提案の提案理由及び改正条文の参考訳は、丸橋透氏（明治大学法科大学院講師・ニフティ株式会社法務部長・ニューヨーク州弁護士）との分担訳により、「指令 2002/58/EC の改正案 [参考訳]」法と情報雑誌2巻4号195～248頁に収録して公表した。

「free movement」については、従前の参考訳では、慣例に従い、「自由な移転」と訳した。しかし、何らの制約もない無条件での自由な移転はあり得ないことである。一般データ保護規則(EU)2016/679 及び指令(EU)2016/680 においても、これらの法令に定める EU 域内における共通の義務を遵守することを絶対条件としてのみ、かつ、これらの法令の適用範囲内及び目的内にあることを必須の前提として、それらの法令の適用との関係において、その移転が認められる。これらの法令だけではなく、EU の個人データ保護と関連する全ての法令がそのような基本的な論理構造を採用している。

これらの法令は、各構成国における法制の相違によって個人データの移転が妨げら

れるという問題を解決するための法的手段の1つなのであって、いわゆる「利活用」の場合を含め、個人データの無制約な移転や取引を保護法益とするものではない。それゆえ、従前の参考訳における訳語の選択を改め、「free movement of such data」を「そのデータの支障のない移転」と訳すことにした。「free flow of such data」についても同様である。

この場合の「free」の意義に関しては、夏井高人「欧州連合における個人データ保護の諸要素に関する考察」法律論叢90巻1号掲載予定で詳論したとおりである。

条文中に頻出する「職務権限を有する国内機関(competent national authorities)」とは、構成国のデータ保護のための独立の監督官(supervisory authorities)のことを指す。その組織・構成員・予算等の詳細は、構成国によって定められるが、基本的な部分については、個人データ保護指令95/46/ECの定めるところに従うものでなければならず、一般データ保護規則(EU)2016/679が適用(施行)される後には、同規則に適合するものでなければならない。

第15条aには、「competent national authorities」と類似する語として「national regulatory authorities」が用いられている。この「national regulatory authorities」は、構成国のデータ保護のための独立の監督官(supervisory authorities)のことを指すのではなく、通信行政を所管する監督当局または規制当局並びに指令に基づいて制定される罰則を執行する構成国の法執行機関(警察)及び法務当局(検察)、あるいは、構成国の関税当局(customs authorities)等を指すものと解される。個人データ保護のための監督官という意味での職務権限を有する国内機関と識別できるようにするため、この参考訳・改訂版では、「national regulatory authorities」を「国内監督当局」と訳すことにした。

「interception」は、捜査機関による通信傍受のことを意味する。指令2002/58/ECの前文(11)に言及がある。この言及は、データ保持指令2006/24/ECによるトラフィックデータの保持(retention)との関係でも重要なものだと考えられる(第5条、第15条参照)。

指令2002/58/ECの制定時点において、通信傍受に関する有効な関連法令は、1995年1月17日の理事会決議(OJ C 329, 4.11.1996, p.1-6)であった。同決議に基づく通信傍受は、構成国の捜査機関とFrontexの協力・連携によって実施される場合もある。その後、通信傍受に関して、EUROSURに関する通知(COM/2008/0068 final)が発せられ、また、指令2014/41/EU(OJ L 130, 1.5.2014, p.1-36)が制定された。

その後、欧州司法裁判所は、データ保持指令2006/24/ECを無効であると判断した。

この点に関しては、丸橋透「Tele2 Sverige AB 対スウェーデン郵政通信省 (C-203/15) 及び英国内務大臣対トム・ワトソン他 (C-698/15) 先決裁定事件欧州連合司法裁判所大法院判決 (2016年12月21日) ECLI:EU:C:2016:970 [参考訳]」法と情報雑誌2巻1号1~40頁(2017)が参考になる。

一般個人データ保護規則(EU)2016/679の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻5号188~331頁にある。個人データ保護指令95/46/ECの参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻5号332~365頁にある。規則(EC)No45/2001の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻5号111~146頁にある。規則(EC)No45/2001の改正案の参考訳は、法と情報雑誌2巻4号249~354頁にある。指令97/66/ECの参考訳は、法と情報雑誌1巻5号66~83頁にある。指令2006/24/ECの参考訳は、法と情報雑誌1巻5号47~65頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭に掲記した文献等のほか、杉本重武、イツニック・ベニズリ「電子通信プライバシー指令に関する欧州委員会の予備調査結果」国際商事法務44巻9号1414~1417頁(2017)、宗田貴行「迷惑メール規制の課題—EUにおける近時の展開を参考にして—」奈良法学会雑誌17巻1・2号1~62頁(2004)、北原宗律「個人データ処理と人的設備—データ管理者・データ監査人・データ保護監査人—」経済科学研究11巻1号85~97頁(2007)、Christopher Kuner, *European Data Protection Law: Corporate Compliance and Regulation (Second Edition)*, Oxford University Press (2007)、Lorenzo Zucca, *Constitutional Dilemmas: Conflicts of Fundamental Legal Rights in Europe and the USA*, Oxford University Press (2008)、Lodewijk F. Asscher & Sjo Anne Hoogcarpsel, *Regulating Spam: Volume 10: A European perspective after the adoption of the e-Privacy Directive*, Asser Press (2006)、Efraim Turban, David King, Jae Kyu Lee, Ting-Peng Liang & Deborah C. Turban, *Electronic Commerce: A Managerial and Social Networks Perspective*, Springer (2015)、Georg Borges, *Verträge im elektronischen Geschäftsverkehr: Vertragsabschluß, Beweis, Form, Lokalisierung, anwendbares Recht*, Nomos (2008)、Serge Gutwirth, Yves Poullet & Paul de Hert (Eds.), *Data Protection in a Profiled World*, Springer (2010)、Francesco Buccafurri, Andreas Holzinger, Peter Kieseberg, A Min Tjoa & Edgar Weippl (Eds.), *Availability, Reliability, and Security in Information Systems: IFIP WG 8.4, 8.9, TC 5 International Cross-Domain Conference, CD-ARES 2016, and Workshop on Privacy Aware Machine Learning for Health Data Science, PAML 2016, Salzburg, Austria, August 31 - September 2, 2016, Proceedings*, Springer (2016) を参考にした。

電子通信分野における個人データの処理及びプライバシー保護に関する 2002年7月12日の欧州議会及び理事会の指令2002/58/EC (プライバシー及び電子通信指令)

欧州議会及び欧州連合の理事会は、
欧州共同体条約、及び、とりわけ、同条約の第95条に鑑み、
欧州委員会からの提案に鑑み¹、
欧州経済社会委員会の意見に鑑み²、
条約の第251条に定める手続に基づいて審議し³、
以下のとおりであるので、この規則を採択する。

(1) 個人データの処理と関連する個人の保護及びそのデータの支障のない移転に関する欧州議会及び理事会の1995年10月24日の指令95/46/EC⁴は、構成国に対し、欧州共同体の中における個人データの支障のない移転を確保するために、個人データの処理と関連する自然人の権利及び自由、並びに、とりわけ、自然人のプライバシーの権利を確保することを求めている。

(2) この指令は、基本的な権利の尊重を求め、また、特に欧州連合基本権憲章によって認められた基本原則に留意している。とりわけ、この指令は、同憲章の第7条及び第8条に定める権利の完全な尊重を確保することを求める。

(3) 通信の秘密は、人権に関する国際的な法律文書に従って、とりわけ、人権及び基本的な自由の保護に関する欧州条約並びに構成国の憲法に従って、保障される。

(4) 通信分野における個人データの処理及びプライバシーの保護に関する欧州議会及び理事会の1997年12月15日の指令97/66/EC⁵は、指令95/46/ECに定める基本原則を通信分野の特則へと翻訳したものである。指令97/66/ECは、公衆が利用可能な電子通信サービスの利用者のために、用いられる技術とは無関係に、同じレベルで個人データ及びプライバシーの保護を提供するために、電子通信サービスのための市場及び技術の発展に適応すべきだった。それゆえ、同指令は廃止され、この指令によって置き

¹ OJ C 365 E, 19.12.2000, p.223.

² OJ C 123, 25.4.2001, p.53.

³ 欧州議会の2001年11月13日の意見書(官報未掲載)及び理事会の2002年1月28日の共同意見書(OJ C 113 E, 14.5.2002, p.39)及び欧州議会の2002年5月30日決定(官報未掲載)、理事会の2002年6月25日決定

⁴ OJ L 281, 23.11.1995, p.31.

⁵ OJ L 24, 30.1.1998, p.1.

換えられる。

(5) 現在、新たな高度デジタル技術が欧州共同体の公衆通信ネットワークの中に導入され続けており、それは、その利用者の個人データ及びプライバシーの保護に関する特別の義務の必要性を生じさせている。情報社会の発展は、新たな電子通信サービスの導入によって特徴づけられる。デジタルモバイルネットワークへのアクセスは、多数の人々にとって利用可能で手近なものとなってきた。これらのデジタルネットワークは、個人データ処理のための大きな能力と可能性をもっている。これらのサービスの国境を越える発展の成功は、部分的には、そのプライバシーがリスクに晒されないという利用者の秘密保護にかかっている。

(6) インターネットは、広範な電子通信サービスを供給するための共通でグローバルなインフラを提供することによって、在来の市場構造を大きく変え続けている。インターネット上の公衆が利用可能な電子通信サービスは、その利用者に対して新たな可能性を拓くものではあるが、その利用者の個人データ及びプライバシーに対して新たなリスクをもたらすものでもある。

(7) 公衆通信ネットワークの場合、とりわけ、加入者及び利用者に関するデータの自動的な記録保存能力及び処理能力が増大し続けていることを考えると、自然人の基本的な権利及び自由並びに法人の正当な利益を保護するために、特別の法律上、規制上及び技術上の条項が設けられなければならない。

(8) 電子通信分野における個人データ、プライバシー及び法人の正当な利益の保護に関して構成国によって採択される法律上、規制上及び技術上の条項は、条約の第14条に従い、電子通信のための域内市場の障壁となることを避けるために、整合性のとれたものでなければならない。この整合性は、新たな電子通信サービス及び構成国間のネットワークの促進及び発展が妨げられないことを保証するために必要な義務に限定されるべきである。

(9) 構成国、プロバイダ及び関係する利用者は、職務権限を有する欧州共同体の組織と共に、この指令によって定められる保障を適用するためにその技術が必要な場合には、個人データの処理をミニマム化する対象、及び、それが可能な場合には、匿名化または仮名化の利用を特に考慮に入れた上で、関連技術の導入及び開発において、協力しなければならない。

(10) 電子通信分野において、管理者の義務及び個人の権利を含め、とりわけ、この指令の条項によって特に適用範囲となっていない基本的な権利及び自由の保護と関連する全ての事項について、指令95/46/ECが適用される。指令95/46/ECは、非公開の通信サービスにも適用される。

(11) 指令 95/46/EC と同様、この指令は、欧州共同体の法律によって規律されない活動と関連する基本的な権利及び自由の保護上の問題には対応していない。それゆえ、個人のプライバシーの権利と、公共安全、国防、国家安全保障（その活動が国家安全保障上の事柄と関連するときは、構成国の経済発展を含む。）及び刑事法の執行のために必要となるこの指令の第 15 条第 1 項に示す措置を構成国が講ずることができることとの間の既存のバランスに対して、この指令は、何らの変更も加えない。その結果、これらの目的のために必要となる場合であり、かつ、欧州人権裁判所の判決によって解釈されるものとしての人権及び基本的な自由の保護のための欧州条約に従う場合には、電子通信の適法な傍受を行い、または、それ以外の措置を講ずる構成国の権能に対して、この指令は、何らの影響も与えない。そのような措置は、適切であり、意図する目的と厳格に比例するものであり、かつ、民主主義社会において必要なものでなければならず、かつ、人権及び基本的自由の保護のための欧州条約に従い、適切な安全性確保措置に服するものとしなければならない。

(12) 公衆が利用可能な電子通信サービスの加入者は、自然人または法人であり得る。指令 95/46/EC を補完することによって、この指令は、自然人の基本的な権利、とりわけ、自然人のプライバシーの権利の保護を狙いとすると同時に、法人の正当な利益の保護も狙いとしている。この指令は、構成国に対して、指令 95/46/EC の適用を、適用可能な欧州共同体の立法及び国内立法の枠組み内で確保されている法人の正当な利益の保護に拡張させるべき義務を負わせるものではない。

(13) 加入者とプロバイダとの間の契約関係は、提供されるサービスもしくは提供されるべきサービスのための定期的または一回的な支払を必然的に伴う。プリペイドカードもまた、契約の一種であると考えられる。

(14) 位置データは、利用者の端末機器の緯度、経度及び高度を示し、移動する方向を示し、位置情報の正確性の程度を示し、端末機器がある時点である地点に位置しているというネットワークセルの識別子を示し、そして、位置情報が記録された時刻を示すものであり得る。

(15) 通信は、通信の送信者または通信を行うための接続の利用者によって提供される命名の情報、番号付けの情報または送信先指定の情報を含み得る。トラフィックデータは、その送信を行う目的のためにその通信が送信されるネットワークによるこの情報の翻訳を含み得る。トラフィックデータは、就中、ルーティング、持続時間、通信の時刻及び通信量、使用されたプロトコル、送信者または受信者の端末機器の位置、通信を発信または受信するネットワーク、接続の開始、終了及び持続を示すデータで構成され得る。トラフィックデータは、ネットワークによって通信が送信されるフォ

ーマットをも構成し得る。

(16) 公衆通信ネットワーク上で提供される放送サービスの一部である情報は、潜在的な無限定の視聴者を想定するものであり、この指令の意味における通信となるものではない。しかしながら、例えば、ビデオオンデマンドのサービスのように、その情報を受信する個々の加入者や利用者が識別可能な場合、その運搬される情報は、この指令の目的のための情報の意味の範囲内にあるものとして包摂される。

(17) この指令の目的のために、利用者または加入者の同意は、加入者が自然人であるか法人であるかを問わず、指令 95/46/EC で定義され、より詳細に定められているデータ主体の同意と同じ意味をもつ。同意は、インターネット上の Web サイトを訪問した際にボックスにチェックを入れる方法による場合を含め、特定され、説明を受けた上での利用者の意思の表示を任意に与えることができるようにする何らかの適切な方法によって与えられ得る。

(18) 例えば、最も低率の関税パッケージに関するアドバイス、道案内、交通情報、天気予報及び観光案内は、付加価値サービスとなり得る。

(19) 起呼回線識別子及び接続回線識別子の表示及び抑止、並びに、アナログ交換機と接続されている加入者回線への自動着信転送と関連する一定の義務の適用は、そのような義務の適用が技術的に不可能なことが明らかであるような場合、または、過大な経済的負担を要求することになるような特別な場合には、強制的なものとされてはならない。利害関係のある者にとっては、そのような場合についての情報提供を受けることが重要であるので、構成国は、欧州委員会に対し、そのことを通知しなければならない。

(20) サービスプロバイダは、必要があるときは、ネットワークのプロバイダと共に、そのサービスの安全性を確保するための適切な措置を講じなければならない。また、加入者に対し、そのネットワークの安全性を損なう特別のリスクについて情報提供しなければならない。そのようなリスクは、インターネットやアナログ携帯電話のようなオープンネットワーク上の電子通信サービスで特に発生するかもしれない。そのようなサービスの加入者及び利用者にとっては、そのサービスプロバイダによる復旧が可能な範囲外にあるセキュリティ上のリスクについて、彼らのサービスプロバイダから完全に情報提供を受けることが重要である。インターネット上で公衆が利用可能な電子通信サービスを提供するプロバイダは、利用者及び加入者に対し、例えば、特定のタイプのソフトウェアまたは暗号技術を用いることによって、彼らの通信の安全性を防護するために実施することができる手段について、情報提供しなければならない。加入者に対してセキュリティ上の特別のリスクについて情報提供すべき義務は、新た

な想定外のセキュリティ上のリスクに対処するための適切かつ迅速な措置をプロバイダ自身の費用負担によって講じ、そして、正常な安全性のレベルのサービスを復旧すべき義務を、サービスプロバイダから免除するものではない。加入者に対するセキュリティ上のリスクに関する情報の提供は、例えば、電子メールメッセージのダウンロードによって、加入者がその情報を受信または収集する間にかかるかもしれないノミナルな費用を除き、無料としなければならない。安全性は、指令 95/46/EC の第 17 条に照らして、評価される。

(21) 通信内容及び当該通信と関連するデータの両方を含め、通信の秘密を保護するため、公衆通信ネットワーク及び公衆が利用可能な通信サービスによって行われる、通信への無権限のアクセスを防止するための措置が講じられなければならない。幾つかの構成国の国内立法は、通信への意図的な無権限アクセスのみを禁止している。

(22) 利用者以外の者による、または、利用者の同意のない、通信及び関連するトラフィックデータの記録保存の禁止は、それが電子通信ネットワーク内で送信を行う目的のためにのみ行われる限り、そして、その送信及びトラフィック管理の目的のために必要な期間を超えてその情報が記録保存されることがなく、かつ、記録保存されている間は、その秘密が保証され続けるものである限り、その情報の自動的な記録保存、中間的な記録保存及び一時的な記録保存を禁止しようとするものではない。公衆が利用可能な情報を、その受信者の求めに応じて、そのサービスの別の受信者への転送をより効果的なものとする必要がある場合、その情報が、いかなる場合においても、制限なく公衆からアクセス可能であり、かつ、そのような情報を求める個々の加入者または利用者を示すデータが消去される限り、この指令は、そのような情報が別の目的で記録保存されることを妨げるものではない。

(23) 適法な企業活動の過程においては、通信の秘密も確保されなければならない。それが必要であり、かつ、法的に認められるものである場合、通信は、商取引の証拠を提供する目的で記録され得る。指令 95/46/EC は、そのような処理に適用される。その通信の当事者は、その記録の前に、記録をすること、その目的及び記録保存の期間について、情報提供を受けるものとしなければならない。記録された通信は、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても、遅くとも、その商取引について適法に争うことのできる期間が満了する日までに、消去されなければならない。

(24) 電子通信ネットワークの利用者の端末機器及びそのような機器内に記録保存された情報は、人権及び基本的な自由の保護のための欧州条約に基づく保護が求められる利用者の私的な領域の一部である。いわゆるスパイウェア、Web バグ、隠れた識別子及びそれら以外の類似の仕組みは、その利用者に気づかれることなく、情報へのア

クセスを得るため、情報を密かに記録保存するため、または、その利用者の行動を追跡するために、その端末機器の中に入りこむことができ、そして、それらの利用者のプライバシーに対して深刻な打撃を発生させ得るものである。そのような仕組みの利用は、関係する利用者がそれを認識しており、かつ、適法な目的による場合においてのみ、認められるものとしなければならない。

(25) しかしながら、例えば、いわゆる「クッキー (cookies)」のような仕組みは、例えば、Web サイトの設計や商業宣伝広告の効果を解析する場合、また、オンライン商取引をする利用者の同一性を検証する場合には、正当かつ有用な道具となり得る。例えば、クッキーのような仕組みは、情報社会サービスの提供を促進するためといったような正当な目的のためのものである場合には、その利用者が使用している端末機器にその情報が置かれていることを利用者に気づかせることを確保するために、指令 95/46/EC に従って、その利用者に対し、クッキーまたはそれと類似する仕組みに関する明確かつ詳細な情報が提供されることを条件として、その利用が許容されるものとしなければならない。利用者は、クッキーまたはそれと類似する仕組みがその端末機器に記録保存されることを拒否する機会をもつものとしなければならない。このことは、当初の利用者以外の利用者がその端末機器にアクセスをし、それによって、その機器上に記録保存されているプライバシー情報ないし機微の情報を含むデータにアクセスする場合には、特に重要である。情報提供を受ける権利及び拒否する権利は、同一の接続を通じて利用者の端末機器上にインストールされる様々な仕組みの利用について提示され得るものであり得るし、また、その後の接続を通じてそれらの仕組みが実行され得る別の利用にも適用されるものである。情報提供の方法、拒否の権利を示す方法、または、同意を求める方法は、可能な限り、ユーザフレンドリなものでなければならない。特定の Web サイトのコンテンツに対するアクセスでは、それが適法な目的のために用いられる場合には、クッキーまたはそれと類似する仕組みについての十分に説明を受けた上での承諾を条件として、これを行うことができる。

(26) 接続を確立するため及び情報を送信するために電子通信ネットワーク内で処理される加入者関連データは、自然人の私生活に関する情報、自然人の通信を尊重する権利と関連する情報、及び、法人の正当な利益と関連する情報を含む。そのようなデータは、課金もしくは相互接続料金支払請求の目的のためのサービスの提供のために必要な範囲内で、かつ、一定の限定された期間内においてのみ、記録保存され得る。公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダが、電子通信サービスのマーケティングの目的または付加価値サービスの提供の目的でそれを実行しようと望むかもしれないような加入者関連データの別の目的による処理は、実施が予定される別の目的に

よるそのデータ処理の種類に関して、及び、その処理の彼または彼女の同意を加入者が与えない権利もしくはその同意を撤回する権利に関して、当該公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダから与えられる正確かつ完全な情報に基づき、当該加入者がそれに同意している場合においてのみ、認められる。電子通信サービスのマーケティングのため、または、付加価値サービスの提供のために用いられるトラフィックデータは、そのサービスの提供後は、消去され、または、匿名化されなければならない。サービスプロバイダは、そのプロバイダが処理しているデータの種別並びにそれが行われる目的及び期間について、加入者が情報提供を受けることを常に維持しなければならない。

(27) 課金の目的による場合を除き、その時点以降にはトラフィックデータが消去されなければならない通信の送信完了の正確な時点は、提供される電子通信サービスの種類によって異なり得る。例えば、音声電話の通話では、利用者のいずれかが接続を切ると直ちに完了することになるであろう。電子メールでは、その名宛人が、典型的には彼のサービスプロバイダから、そのメッセージを取得すると、直ちに完了する。

(28) 通信の送信の目的のために必要がなくなった後にはトラフィックデータを消去すべき義務またはそのようなデータを匿名化すべき義務は、ドメイン名システムの中に IP アドレスをキャッシュすること、キャッシュされた IP アドレスを物理アドレスと紐付けすること、または、ネットワークもしくはサービスにアクセスする権利を管理するためにログイン情報を使用することといったようなインターネット上での手順と相いれないものではない。

(29) サービスプロバイダは、個々の案件において、通信の送信における技術上の不具合やエラーを検出するために必要なときは、加入者及び利用者に関するトラフィックデータを処理することができる。プロバイダは、料金を払わない電子通信サービスの使用によって構成される不正行為を検出し、それを停止させるためにも、課金の目的のために必要なトラフィックデータを処理することができる。

(30) 電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの提供のためのシステムは、個人データの総量を厳格に必要最小限に限定するように設計されなければならない。通信の送信及びその課金の範囲を超える電子通信サービスの提供と関係する活動は、加入者または利用者に関連づけることのできないトラフィックデータの集計を基礎とするものでなければならない。そのような活動が集計されたデータを基礎とすることができない場合には、当該サービスは、加入者の同意を要する付加価値サービスに該当すると判断されるべきである。

(31) 特定の付加価値サービスの提供を目的とする個人データの処理のために取得さ

れる同意が、その利用者の同意とすべきか、または、その加入者の同意とすべきかについては、処理されるデータ、提供されるサービスの種類によって、並びに、ある電子通信サービスを使用している個人とそのサービスに加入している法人または自然人とを技術上、手続上及び契約上で識別することができるか否かによって、異なることとなるであろう。

(32) 電子通信サービスのプロバイダまたは付加価値サービスのプロバイダが、それらのサービスを提供するために必要な個人データの処理を別の企業に請負わせる契約をする場合、その請負契約の締結及びその後のデータ処理は、指令 95/46/EC に定める個人データの管理者及び処理者に関する義務を完全に遵守するものとしなければならない。トラフィックデータまたは位置データが電子通信サービスのプロバイダから付加価値サービスのプロバイダに転送されることを要する付加価値サービスの提供の場合、そのデータと関連する加入者または利用者は、そのデータの処理について彼らの同意を与える前に、そのデータ転送についても、完全に情報提供を受けるものとしなければならない。

(33) 明細付請求書の導入は、サービスプロバイダから請求される料金の正確性を加入者が点検するための可能性を向上させたが、それと同時に、それは、公衆が利用可能な電子通信サービスの利用者のプライバシーを危険に晒し得るものでもある。それゆえ、利用者のプライバシーを保護するために、構成国は、例えば、電話カードやクレジットカード支払機能といったような、公衆が利用可能な電子通信サービスへの匿名アクセスまたは厳格なプライベートアクセスをできるようにする電子通信サービス上の代替的な支払方法の選択肢を開発することを奨励しなければならない。同じ目的のために、構成国は、運営者に対し、必要な番号の一定の数字を削除した別の種類の明細付請求をその加入者に提供するよう、求めることができる。

(34) 起呼回線識別子に関しては、起呼が行われる回線の識別子の表示を抑止するための起呼側の当時者の権利、及び、識別できない回線からの通話を排除するための着呼側の当時者の権利を保護する必要がある。特別な場合には、起呼回線識別子の表示の抑止を無効化することが正当化されることがある。一定の加入者は、とりわけ、電話相談及びこれに類する団体においては、その通話の匿名性が保証されることに利益をもつ。接続回線識別子に関しては、とりわけ、転送された通話の場合において、起呼側の当時者が実際に接続している回線の識別子の表示を抑止するための着呼側の当時者の権利及び正当な利益を保護する必要がある。公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダは、その加入者に対し、そのネットワーク内にある起呼回線識別子及び接続回線識別子の存在について、並びに、起呼回線識別子及び接続回線識別子を基盤

として示される全てのサービスと利用可能なプライバシー上の選択肢について、情報提供しなければならない。この情報提供は、加入者が利用を望むかもしれないプライバシー機能について、加入者が事前に説明を受けた上で選択することができるようにすることであろう。回線単位で示されるプライバシー上の選択肢は、必ずしも、自動的なネットワークサービスと同じように利用可能でなければならないわけではなく、それは、公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダに要請するだけで得ることができるであろう。

(35) デジタルモバイルネットワークにおいては、通信の送信を可能とするために、モバイル利用者の端末機器の地理的な場所を示す位置データが処理される。そのようなデータは、この指令の第6条の適用のあるトラフィックデータである。しかしながら、加えて、デジタルモバイルネットワークは、通信の送信のために必要なものよりも詳細な位置データ、及び、利用者別に個別化された交通情報や運転者案内情報の提供といったような付加価値サービスの提供に用いられる位置データを処理する能力をもち得る。付加価値サービスのためのそのようなデータの処理は、加入者がその同意を与えた場合においてのみ、認められる。加入者が同意を与えている場合であっても、加入者は、無料で、位置データの処理を一時的に拒否するための簡単な方法をもつものとしなければならない。

(36) 有害な通話を追跡するために必要となる場合には起呼回線識別子に関して、並びに、緊急サービスが可能な限り効果的にその職務を行うことができるようにするために必要となる場合には起呼回線識別子及び位置データに関して、構成国は、利用者及び加入者のプライバシーの権利を制限することができる。これらの目的のために、構成国は、電子通信サービスのプロバイダが、関係する利用者または加入者の事前の同意なしに、起呼回線識別子及び位置データへのアクセスを提供することを認めるための特別の条項を採択することができる。

(37) 他の者による自動着信転送によって惹起され得る侵害行為から加入者を守る安全性確保措置が定められなければならない。更に、そのような場合において、公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダに要請するだけで、加入者の端末機器を通過している転送通話を加入者が停止させることができるようにしなければならない。

(38) 電子通信サービスの加入者の名簿は、広く流通し、公開されている。自然人のプライバシーの権利及び法人の正当な利益は、その個人データを名簿の中で公開するか否かについて、そして、公開する場合には、どの名簿によるかを加入者が決めることができることを求める。公開の名簿の提供者は、その名簿に収録される加入者に対し、その名簿の目的について、並びに、その名簿の利用者が電話番号のみに基づいてその

加入者の名前及び住所を発見することができるようにする逆引き検索機能といったような、特にソフトウェアに装備された検索機能を介して行われる電子版の公開の名簿によって行われる特別の利用方法について、情報提供しなければならない。

(39) 加入者の個人データの収録を予定している公開の名簿の目的を加入者に通知すべき義務は、そのような収録のためにデータを収集する者に課せられる。そのデータが1または複数の第三者に対して送信される場合、その加入者は、その送信の可能性について、及び、その取得者または潜在的な取得者の類型について、情報提供を受けるものとしなければならない。いかなる送信も、そのデータが収集された際の目的以外の目的のためにそのデータが使用されないという要件に服するものとしなければならない。加入者からデータを収集する当時者またはデータの移転を受けた第三者が、そのデータを別の目的のために利用することを望む場合、そのデータを収集する当初の者及びそのデータの送信を受けた第三者は、いずれも、その加入者から新たな同意を得なければならない。

(40) とりわけ、自動通話装置、テレファックス及びSMSメッセージを含む電子メールによって行われるダイレクトマーケティングのための望まない通信による加入者のプライバシーの侵害から加入者を守るための安全性確保措置が定められなければならない。これらの形態の望まない商用通信は、一方では、その送信が比較的容易であり安価なものであり得るが、他方では、その受信者に負担及びまたは費用を負わせ得るものである。更に、場合によっては、その通信量は、電子通信ネットワーク及び端末機器に対して問題を発生させることがあり得る。ダイレクトマーケティングのためのそのような形態の望まない通信について、そのような通信が加入者に向けて送信される前に、その受信者の事前の明確な同意を得ることを求めることが正当化される。単一市場は、企業と利用者のための欧州共同体全域に適用される簡明な規則を確保するための整合性のとれたアプローチを求める。

(41) 既存の顧客関係という文脈の範囲内において、同様の製品またはサービスを提示するために電子的な連絡先の使用が認められることは、合理的なことであるが、それは、指令95/46/ECに従って電子的な連絡先を入手した企業と同じ企業による場合についてのみ、認められる。電子的な連絡先が入手される場合、その顧客は、明瞭かつ明確な方法で、その連絡先が今後ダイレクトマーケティングのための別の目的で用いられることについて情報提供を受け、かつ、そのような利用を拒絶する機会が与えられるものとしなければならない。この拒絶の機会を、その後の個々のダイレクトマーケティングのメッセージと共に継続的に示されなければならない。その拒絶の送信に要する費用を除き、無料のものとしなければならない。

(42) 例えば、人間対人間の声による電話勧誘のような、上記のものとは別の形態の、送信者にとってはより多くの費用を要し、かつ、加入者及び利用者には何らの金銭的負担も生じさせないダイレクトマーケティングは、加入者または利用者に対してそのような通話の着信を望まないことを表示する可能性を提供するシステムを維持することを正当化し得るものである。にもかかわらず、プライバシー保護に関する現在のレベルを低下させないようにするため、構成国は、事前に同意を与えている加入者及び利用者に対するそのような通話のみを認める国内制度を維持する権利をもつものとしなければならない。

(43) ダイレクトマーケティングのための望まないメッセージに関する欧州共同体の規定の効果的な執行を促進するために、ダイレクトマーケティングの目的で望まないメッセージを送信する間における虚偽の識別子または虚偽の返信アドレスもしくは番号の使用を禁止する必要がある。

(44) ある電子メールシステムでは、加入者が電子メールの送信者及び標題部を読み、その電子メールのそれ以外の部分の内容や添付ファイルのダウンロードをせずに、その電子メールを消去することができ、望まない電子メールまたは添付ファイルのダウンロードから生じ得る費用を削減することができるようになっている。このような仕組みは、この指令によって定められる一般的な義務の履行にとって補助的なツールとなるような一定の場合においては、有用なものであり続け得る。

(45) この指令は、ダイレクトマーケティングの目的のための望まない通信に関する法人の正当な利益を保護するために構成国が講ずる措置を妨げない。その大半が企業ユーザである法人に向けたそのような通信について、構成国がオプトアウト登録機関を設置する場合には、域内市場における情報社会サービスの一定の法的側面とりわけ電子商取引に関する欧州議会及び理事会の2000年6月8日の指令2000/31/EC（電子商取引に関する指令）¹の第7条の条項が完全に適用される。

(46) 電子通信サービスの提供のための機能は、ソフトウェアを含め、ネットワークの中に統合され、または、利用者の端末機器の中のいずれかの部分に統合される。公衆が利用可能な電子通信サービスの利用者の個人データ及びプライバシーの保護は、サービスを提供するために必要となる様々なコンポーネントの設定、並びに、それらのコンポーネントの間で必要となる機能の配分とは無関係のものでなければならない。指令95/46/ECは、用いられる技術とは無関係に、全ての形態の個人データ処理に適用される。そのようなサービスの提供のために必要となるそれ以外のコンポーネントに

¹ OJ L 178, 17.7.2000, p. 1.

適用される一般的な規定と並んで、電子通信サービスに適用される特別の規則が存在することは、技術的に中立な手法による個人データ及びプライバシーの保護を促進するものではないかもしれない。それゆえ、電子通信サービスで用いられる一定の種類
の機器類の製造者に対し、その利用者及び加入者の個人データ及びプライバシーの保護を確保するための適切な安全性確保措置を組み込むといったような方法で、その製品を構成するように求める措置を採択することが必要となるかもしれない。無線機器及び通信端末機器並びにその適合性の相互承認に関する欧州議会及び理事会の1999年3月9日の指令1999/5/EC¹に従ってそのような措置を採択することは、域内市場の実装と適合するものとするために、データ保護の目的のためのソフトウェアを含め、電子通信機器の技術的な機能の導入が整合性のとれたものであることを確保することになるであろう。

(47) 利用者及び加入者の権利が尊重されない場合、国内立法は、司法救済を定めなければならない。私法または公法によって規律されるいずれであっても、この指令に基づいて講じられる国内措置を遵守しない者に対しては、制裁が加えられなければならない。

(48) この指令の適用分野においては、指令95/46/ECの第29条に基づいて設置され、構成国の監督官の代表で構成される個人データの処理と関連する個人の保護に関する作業部会における経験に照らすことが有用である。

(49) この指令の条項の遵守を促進するために、この指令による国内実装立法が発効する日において既に進行中のデータ処理について、一定の特別の調整が必要となる。

¹ OJ L 91, 7.4.1999, p. 10.

第1条 適用範囲及び目的

1. この指令は、電子通信分野における個人データの処理と関連する基本的な権利及び自由、とりわけ、プライバシーの権利と秘密の均等なレベルの保護を確保すること、並びに、欧州共同体の中におけるそのデータの支障のない移転及び電子通信機器とサービスの支障のない移転を確保することを求める国内法を整合性のとれたものとすることを定める。
2. この指令の条項は、第1項で示す目的のために、指令 95/46/EC の特則を定め、これを補完する。更に、この指令の条項は、法人である加入者の正当な利益の保護を定める。
3. この指令は、欧州連合条約の第5款及び6款が適用されるような、欧州共同体条約の適用範囲外の活動には適用されず、また、公共の安全、国防、国家安全保障（その活動が国家安全保障上の事柄と関連するときは、構成国の経済発展を含む。）及び刑事法の分野における構成国の活動にも適用されない。

第2条 定義

他に別の定めがある場合を除き、指令 95/46/EC 中の定義、並びに、電子通信ネットワーク及び電子通信サービスのための共通の規制枠組みに関する欧州議会及び理事会の2002年3月7日の指令 2002/21/EC（枠組み指令）¹中の定義が適用される。

以下の定義も適用される：

- (a) 「利用者」とは、私的な目的もしくは業務上の目的で、当該サービスへの加入を必要とせずに、公衆が利用可能な電子通信サービスを利用する自然人を意味する；
- (b) 「トラフィックデータ」とは、電子通信ネットワーク上において通信を運搬する目的のために処理されるデータ、または、その課金のために処理されるデータを意味する；
- (c) 「位置データ」とは、電子通信ネットワークの中で、または、電子通信サービスによって処理され、公衆が利用可能な電子通信サービスの利用者の端末機器の地理的な場所を示すデータを意味する；
- (d) 「通信」とは、公衆が利用可能な電子通信サービスによって、一定数の当事者

¹ OJ L 108, 24.4.2002, p.33.

間で交換される情報、または、運搬される情報を意味する。これは、その情報を受信する識別可能な加入者または利用者と関連付けることのできる情報の範囲内にある場合を除き、電子通信ネットワーク上で放送サービスの一部として公衆に対して運搬される情報を含まない；

(e) [削除]

(f) 利用者または加入者による「同意」は、指令 95/46/EC 中のデータ主体の同意と同じである；

(g) 「付加価値サービス」とは、通信の送信またはその課金のために必要なところを超えて、トラフィックデータの処理、または、トラフィックデータ以外の位置データの処理を要するサービスのことを意味する；

(h) 「電子メール」とは、公衆通信ネットワーク上で送信される文、音声、音響または画像のメッセージであって、受信者によってそれが収集されるまでの間、そのネットワークの中で、または、その受信者の端末機器の中で記録保存され得るものを意味する；

(i) 「個人データの侵害」とは、欧州共同体の中における公衆が利用可能な電子通信サービスの提供と関係して、送信され、記録保存され、または、それ以外の処理がなされる個人データの、偶発的または違法な、破壊、喪失、改変、無権限の開示またはアクセスを生じさせる安全性の侵害のことを意味する。

第3条 関連サービス

この指令は、公衆通信ネットワークを支援するデータ収集及び識別機器類を含め、欧州共同体の中の公衆通信ネットワーク内における公衆が利用可能な電子通信サービスの提供と関連する個人データの処理に適用される。

第4条 処理の安全性

1. 公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダは、ネットワークの安全性と関連して必要があるときは公衆通信ネットワークのプロバイダと共に、そのサービスの安全性を確保するための適切な技術上及び組織上の措置を講じなければならない。技能の水準及び実装費用を考慮に入れた上で、これらの措置は、示されたリスクに適切に対応するレベルの安全性を確保するものとする。

1a. 指令 95/46/EC を妨げることなく、第1項に示す措置は、少なくとも：

—法的に認められる目的のために、承認を受けた者のみによって、個人データがアクセスされ得ることを確保し、

—偶発的または違法な破壊、事故による喪失または改変、及び、無権限のもしくは違法な記録保存、処理、アクセスまたは開示から、記録保存されまたは送信される個人データを保護し、かつ、

—個人データの処理と関連するセキュリティポリシーの実装を確保し、

関連する国内機関は、公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダによって講じられる措置を監査し、かつ、それらの措置が達成すべき安全性のレベルに関するベストプラクティスに関する勧告を発することができるものとする。

2. ネットワークの安全性を損なう特別のリスクがある場合、公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダは、加入者に対し、そのリスクに関する情報提供をしなければならず、また、そのリスクがサービスプロバイダによって講じられた措置の範囲外にある場合には、それによる費用額の見積もりを含め、可能な復旧方法について、情報提供しなければならない。

3. 個人データの侵害の場合、公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダは、不適切な遅滞なく、職務権限を有する国内機関に対して、その個人データの侵害を通知する。

その個人データの侵害により加入者または個人の個人データまたはプライバシーに対して悪影響を及ぼす可能性がある場合には、そのプロバイダは、その加入者または個人に対しても、不適切な遅滞なく、通知する。

そのプロバイダが適切な技術上の防護措置を実装しており、かつ、安全性の侵害により影響を受けるデータに対してその措置が適用されたということ、職務権限を有する機関が満足するようにそのプロバイダが説明した場合には、関係する加入者または個人に対する個人データの侵害の通知を要しない。そのような技術上の防護措置は、そのデータにアクセスするための承認を受けていない者にはそのデータを認識することができないようにするものである。

関係する加入者及び個人に対して通知すべきプロバイダの義務を妨げることなく、個人データの侵害を受けた加入者または個人に対してそのプロバイダがまだその通知をしていない場合、職務権限を有する国内機関は、その侵害による悪影響の可能性を考慮した上で、そのプロバイダに対し、通知するように求めることができる。

加入者または個人に対する通知は、少なくとも、個人データの侵害の性質及び更に情報を得ることのできる連絡先を記載するものとし、かつ、個人データの侵害により生じ得る悪影響を低減させるための措置を推奨するものとする。加えて、職務権限を

有する国内機関に対する通知は、その個人データの侵害により生じた結果について、及び、その個人データの侵害に対応するためにそのプロバイダによって用意された措置または講じられた措置を記載するものとする。

4. 第5項に基づいて採択される技術上の実装措置に従い、職務権限を有する国内機関は、運用指針を採択することができ、また、必要があるときは、プロバイダが個人データの侵害の通知を求められる事態、その通知の書式及びその通知をするための方法に関する指示を発することができる。職務権限を有する国内機関は、プロバイダが本項に基づく通知義務を遵守しているか否かを監査することもでき、そして、それを遵守していない場合には、適切な制裁を加える。

プロバイダは、侵害と関連する要因、その影響及び行われた復旧策で構成されるものであって、職務権限を有する国内機関が第3項の条項の遵守を検証することができるために十分なものとして、個人データの侵害の目録を保管する。その目録は、この目的のために必要な情報のみを含める。

5. 第2項、第3項及び第4項に示す措置の実装の一貫性を確保するために、欧州委員会は、欧州ネットワーク及び情報セキュリティ庁（ENISA）、指令95/46/ECの第29条により設置された個人データの処理と関連する個人の保護に関する作業部会及び欧州データ保護監督官との協議を経た後、本条に示す情報提供及び通知義務に適用される事態、書式及び手続と関係する技術上の実装措置を採択する。これらの措置を採択する際、欧州委員会は、とりわけ、本条の実装する上で最善の利用可能な技術的及び経済的な手段について情報提供を受けるため、全ての関連する利害関係者を関与させる。

それらの措置は、この指令を補充することによってこの指令の非本質的な構成要素を改正することを企図するものであり、第14条aの第2項に示す審議を伴う通常の手続に従い、採択される。

第5条 通信の秘密

1. 構成国は、国内立法を通じて、公衆通信ネットワーク及び公衆が利用可能な電子通信サービスによる通信の秘密及び関連トラフィックデータの秘密を確保する。とりわけ、構成国は、第15条第1項に従い、そのようすることが法的に認められる場合を除き、関係する利用者の同意なく、利用者以外の者によって行われる通信及び関連トラフィックデータの聴取、盗聴、記録保存、または、それ以外の傍受行為または監視行為を禁止する。本項は、秘密の原則を妨げることなく、通信の運搬のために必要な技術上の記録保存を妨げない。

2. 商取引またはそれ以外の業務上の通信の証拠を提供する目的のための適法な企業実務の過程で行われる場合、第1項は、法的に認められる通信及び関連トラフィックデータの記録行為を妨げない。

3. 構成国は、指令95/46/ECに従い、就中、処理の目的に関し、明瞭で理解しやすい情報の提供を受けた関係する加入者または利用者が、彼もしくは彼女の同意を与えたことを条件とする場合においてのみ、その加入者または利用者の端末機器の中に情報を記録保存し、または、その機器の中に既に記録保存されている情報へのアクセスを得ることが認められることを確保する。このことは、電子通信ネットワーク上で通信の送信を行う目的のみのための、または、加入者または利用者から明示で求められた情報社会サービスのプロバイダがそのサービスを提供するために厳格に必要なものとしての、技術的な記録保存またはアクセスを妨げない。

第6条 トラフィックデータ

1. 公衆通信ネットワークのプロバイダまたは公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダによって処理もしくは記録保存された加入者及び利用者に関するトラフィックデータは、通信の送信の目的のために必要がなくなったときは、本条の第2項、第3項及び第5項並びに第15条第1項を妨げることなく、消去され、または、匿名化されなければならない。

2. 加入者への課金及び相互接続料金支払請求のために必要なトラフィックデータは、これを処理することができる。課金について適法に吟味され得る期間または支払の請求がなされている期間の最終日までに関し、そのような処理をすることが許容される。

3. 電子通信サービスのマーケティングの目的または付加価値サービスの提供のために、公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダは、そのデータと関連する加入者または利用者が彼もしくは彼女の事前の同意を与えた場合には、そのようなサービスまたはマーケティングのために必要な範囲内及び期間内で、第1項に示すデータを処理することができる。利用者または加入者は、トラフィックデータの処理について与えた同意を、いつでも、撤回する可能性を与えられる。

4. サービスプロバイダは、加入者または利用者に対し、処理されるトラフィックデータの種類、並びに、第2項に示す目的のための、及び、同意を得る前に、第3項に示す目的のためのそのような処理の期間について、情報提供しなければならない。

5. トラフィックデータの処理は、第1項、第2項、第3項及び第4項に従い、公衆通信ネットワークのプロバイダ及び公衆が利用可能な通信サービスのプロバイダの承認

の下で、課金もしくはトラフィック管理、顧客対応、不正行為の検出、電子通信サービスのマーケティング、または、付加価値サービスの提供を取扱う行為をする者に限定されなければならない。かつ、そのような活動の目的のために必要な範囲内に限定されなければならない。

6. 第1項、第2項、第3項及び第5項は、紛議の解決、とりわけ、相互接続料金または課金上の紛議の解決という目的のために適用可能な立法の要件を満たす場合に、職務権限を有する組織に対してトラフィックデータの情報が提供される可能性を妨げることなく、適用される。

第7条 明細付請求書

1. 加入者は、明細のない請求書を受ける権利をもつ。
2. 構成国は、明細付請求書を受ける加入者の権利と、起呼側の利用者及び着呼側の加入者のプライバシーの権利とを調和させるために、例えば、通信及び支払についての十分な代替的なプライバシー拡張手段をそのような利用者及び加入者が利用できるようにすることを確保することによって、国内法上の条項を適用する。

第8条 起呼回線識別子及び接続回線識別子の表示及び抑止

1. 起呼回線識別子の表示が提供される場合、サービスプロバイダは、起呼側の利用者に対し、簡単な方法で、無料で、起呼単位で起呼回線識別子の表示を抑止することができる可能性を提供しなければならない。起呼側の加入者は、回線単位で、この可能性をもつものとしなければならない。
2. 起呼回線識別子の表示が提供される場合、サービスプロバイダは、着呼側の加入者に対し、簡単な方法で、その機能の合理的な利用の場合には無料で、入ってくる通話の起呼回線識別子の表示を抑止することができる可能性を提供しなければならない。
3. 起呼回線識別子の表示が提供されており、かつ、通話が確立される前に起呼回線識別子が表示される場合、サービスプロバイダは、着呼側の加入者に対し、簡単な方法で、起呼側の利用者または加入者によって起呼回線識別子の表示が抑止されている場合には入ってくる通話を拒絶することができる可能性を提供しなければならない。
4. 接続回線識別子の表示が提供される場合、サービスプロバイダは、着呼側の加入者に対し、簡単な方法で、無料で、起呼側の利用者に対する接続回線識別子の表示を抑止することができる可能性を提供しなければならない。

5. 第1項は、欧州共同体を発信地として第三国に対してなされる通話に関しても適用される。第2項、第3項及び第4項は、第三国を発信地として入ってくる通話に適用される。
6. 構成国は、起呼回線識別子の表示及びまたは接続回線識別子の表示が提供される場合、公衆が利用可能な電子通信サービスのプロバイダが、そのことについて、並びに、第1項、第2項、第3項及び第4項に定める可能性を提供することについて情報提供することを確保する。

第9条 トラフィックデータ以外の位置データ

1. 公共通信ネットワークまたは公衆が利用可能な電子通信サービスの利用者または加入者に関して、トラフィックデータ以外の位置データを処理することができる場合、そのデータが匿名化されている限り、または、付加価値サービスの提供のために必要な範囲内及びその期間内で、その利用者または加入者の同意がある限り、そのようなデータを処理することができる。そのサービスプロバイダは、その利用者または加入者に対し、それらの者の同意を得る前に、処理されることになるトラフィックデータ以外の位置データの種類、その処理の目的及び期間、並びに、付加価値サービスの提供の目的のために当該データが第三者に移転されるか否かについて、情報提供しなければならない。利用者または加入者は、トラフィックデータ以外の位置データの処理の同意を、いつでも、撤回することができる可能性を与えられる。
2. 利用者または加入者がトラフィックデータ以外の位置データの処理について同意を与えた場合、その利用者または加入者は、簡単な方法で、無料で、個々のネットワーク接続について、または、個々の通信の送信について、そのデータの処理を一時的に拒否する可能性をもち続けるものとしなければならない。
3. 第1項及び第2項によるトラフィックデータ以外の位置データの処理は、公衆通信ネットワークプロバイダもしくは公衆が利用可能な通信サービスのプロバイダまたは付加価値サービスを提供する第三者のプロバイダの承認に基づいて活動する者に限定されなければならない。かつ、その付加価値サービスを提供する目的のために必要なものに限定されなければならない。

第10条 例外

構成国は、公衆通信ネットワークのプロバイダ及びまたは公衆が利用可能な電子通

信サービスのプロバイダが以下の無効化の方法を規律する透明性のある手続が存在することを確保する：

(a) 有害または違法な通話の追跡を求める加入者からの要請に応じてなされる、一時的な、起呼回線識別子の表示の抑止の無効化。この場合、国内法に従い、起呼側の加入者の起呼回線識別子に含まれるデータは、公衆通信ネットワークのプロバイダ及びまたは公衆が利用可能な通信サービスのプロバイダによって、記録保存され、かつ、利用可能なものとされる。

(b) 法執行機関、医療救急サービス及び消防署を含め、緊急電話を取り扱い、かつ、構成国によってそのようなものとして認められた団体のために、回線単位で、起呼回線識別子の表示の抑止の無効化、または、位置データの処理についての加入者または利用者の同意要件の一時的な否定または無視。

第11条 自動着信転送

構成国は、加入者が、簡単な方法で、かつ、無料で、第三者によってなされる加入者の端末への自動着信転送を停止させることのできる可能性をもつことを確保する。

第12条 加入者名簿

1. 構成国は、公開されまたは名簿照会サービスを介して入手可能であり、印刷物または電子的な形態の加入者名簿であって、その中に加入者の個人データが含まれ得るものについて、その目的に関し、及び、電子版の名簿に装備された検索機能に基づく別の目的による利用の可能性に関し、加入者が、無料で、彼らが名簿に収録される前に、情報提供を受けることを確保する。

2. 構成国は、加入者が、その個人データが公開の名簿に収録されるか否かについて判断する機会、並びに、そのようにする場合には、どの名簿であるか、名簿の提供者によって定められた名簿の目的とそのデータが関係する範囲について判断する機会、そのデータの正確性を確認する機会、訂正する機会及び削除する機会を与えられることを確保する。公開の加入者名簿にまだ収録されていない場合には、その名簿についての個人データの確認、訂正または削除は、無料とする。

3. 構成国は、個人の名前、及び、必要があるときは、それ以外のミニマムの識別子に基づく個人の連絡先の検索以外の公開の名簿の目的のために、その加入者に対して追加的な同意を求めるべきことを要求することができる。

4. 第1項及び第2項は、自然人である加入者に適用される。構成国は、欧州共同体の法律及び適用可能な国内立法の枠組み内において、公開の名簿への加入者の登録に関し、自然人以外の加入者の正当な利益が十分に保護されることも確保する。

第13条 望まない通信

1. ダイレクトマーケティングの目的のための、人間が介在しない自動発信及び通信システム（自動通話装置）、ファクシミリ装置（fax）または電子メールの利用は、事前にその同意を与えた加入者または利用者との関係においてのみ許容される。

2. 第1項の規定に拘らず、自然人または法人が、指令 95/46/EC に従い、製品もしくは役務の販売の過程で、その顧客から、その顧客の電子メールのための電子的な連絡先を入手する場合、その連絡先の収集の際に、及び、当該顧客が当初はそのような使用を拒絶しなかった場合には、個々のメッセージ受信の際に、無料で、簡単な方法で、その顧客が異議を述べる機会を明瞭かつ明確に与えられる限り、その同一の自然人または法人は、自己の類似の製品もしくは役務のダイレクトマーケティングのために、その電子的な連絡先を使用することができる。

3. 構成国は、第1項及び第2項に示す場合以外の場合において、関係する加入者または利用者の同意がない場合、及び、加入者または利用者がそのような通信の受信を望まない場合のいずれについても、ダイレクトマーケティングの目的による望まない通信が許容されないことを確保するための適切な措置を講ずる。これらの要件の選択は、いずれの要件の選択についても加入者または利用者に対して課金しないものとしなければならないことを考慮に入れた上で、国内立法によって決定される。

4. 指令 2000/31/EC の第6条に反して、通信が行われた利益のために送信者の同一性を偽装または隠蔽する場合、そのような通信の停止を求める送信を受信者が行うための正確な電子メールアドレスがない場合、または、同条に反して、受信者に対し Web サイトの訪問を勧奨する場合には、そのいずれの場合においても、ダイレクトマーケティングの目的による電子メール送信行為は、禁止される。

5. 第1項及び第3項は、自然人である加入者について適用される。構成国は、欧州共同体の法律及び適用可能な国内立法の枠組み内において、望まない通信に関し、自然人以外の加入者の正当な利益が十分に保護されることも確保する。

6. 就中、第15条 a 第2項に基づき条項を設けることのできる行政上の救済を妨げることなく、構成国は、その適法な企業利益を保護する電子通信サービスプロバイダを含め、本条によって採択された国内法上の条項の違反行為によって害を受け、かつ、

それゆえに、そのような違反行為の停止または禁止について正当な利益をもつ自然人または法人が、そのような違反行為に関する訴訟を提起することができることを確保する。構成国は、その違法行為により、本条により採択された国内法上の条項の違反行為に関与した電子通信サービスプロバイダに適用可能な制裁に関する特別の規定を定めることもできる。

第14条 技術仕様及び標準化

1. この指令にある条項の実装において、構成国は、第2項及び第3項に従い、端末機器またはそれ以外の電子通信機器について、機器類を市場に置くことを阻害し、その構成国内及び構成国間におけるそのような機器類の支障のない流通を阻害する特定の技術仕様を求める強制的な義務を課すことがないことを確保する。
2. 電子通信ネットワークに特定の技術仕様を要求することによってのみこの指令の条項を実装することができる場合、構成国は、欧州委員会に対し、技術標準及び規制の分野における情報の提供及び情報社会サービスに関する規則の手續に関して定める欧州議会及び理事会の1998年6月22日の指令98/34/EC¹に定める手續に従い、その旨を通知する。
3. 要請があるときは、指令1999/5/EC及び情報技術及び通信の分野における技術標準に関する1986年12月22日の理事会決定87/95/EEC²に従い、利用者の個人データの利用を保護し、これを管理するための利用者の権利に適合するような方法で端末機器を構成することを確保するための措置を採択することができる。

第14条 a 欧州委員会の手続

1. 欧州委員会は、指令2002/21/EC（枠組み指令）の第22条により設置される通信委員会によって補佐される。
2. 本項への参照がなされるときは、決定1999/468/ECの第8条の適用を考慮し、同決定の第5条aの第1項ないし第4項及び第7条が適用される。
3. 本項への参照がなされるときは、決定1999/468/ECの第8条の適用を考慮し、同決定の第5条aの第1項、第2項、第4項及び第6項並びに第7条が適用される。

¹ OJ L 204, 21.7.1998, p. 37. 指令 98/48/EC (OJ L 217, 5.8.1998, p. 18) による改正後の指令。

² OJ L 36, 7.2.1987, p.31. 1994 Act of Accession による改正後の決定。

第15条 指令95/46/ECの一定の条項の適用

1. 構成国は、その制限が、指令95/46/ECの第13条第1項に示す自国の安全（国家安全保障）、国防、公共の安全、犯罪行為または電子通信システムの無権限使用の防止、捜査、検知及び訴追を防護するために民主主義の社会において必要であり、適切であり、かつ、比例的な措置となる場合には、この指令の第5条、第6条、第8条第1項、第2項、第3項及び第4項並びに第9条に規定する権利及び義務の範囲を制限するための立法措置を採択することができる。この目的のために、構成国は、就中、本項に定める根拠に基づき、限定された期間内だけ正当化されるデータ保持について定める立法措置を採択することができる。本項に示す全ての措置は、欧州連合条約第6条第1項及び第2項に示すものを含め、欧州共同体の基本原則に従うものとする。

1a. 公衆が利用可能な電子通信サービスまたは公衆通信ネットワークの提供の提供と関係して生成または処理されるデータの保持に関する欧州議会及び理事会の2006年3月15日の指令2006/24/EC¹によって特に求められ、同指令の第1条第1項で示される目的のために保持されるデータには、第1項は、適用されない。

1b. プロバイダは、第1項に従って採択される国内法上の条項に基づく利用者の個人データへのアクセスの要求に対応するための内部手続を設ける。プロバイダは、要請に応じて、職務権限を有する国内機関に対し、その内部手続、受けた要求の数、主張された法的正当性根拠及びそれらへの対応に関する情報を提供する。

2. 指令95/46/ECの司法救済、法的責任及び制裁に関する第3章の条項は、この指令により採択される国内法上の条項との関連において、また、この指令から派生する個人の権利の尊重との関連において、適用される。

3. 指令95/46/ECの第29条により設置された個人データの処理と関連する個人の保護に関する作業部会は、この指令の適用のある事項、すなわち、電子通信分野における基本的な権利及び自由並びに正当な利益の保護に関し、同指令の第30条に定める職務も行う。

第15条 a 実装及び執行

1. 構成国は、それが適切な場合には刑事的な制裁を含め、この指令により採択された国内法上の条項の違反行為に対して適用可能な制裁に関する規定を定め、かつ、その

¹ OJ L 105, 13.4.2006, p. 54.

実装を確保するために必要な全ての措置を講ずる。定められる制裁は、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のあるものでなければならず、かつ、その違反行為が実質的に正されたとしても、その違反行為がなされている間は適用可能なものとする事ができる。構成国は、欧州委員会に対し、2011年5月25日までに、それらの条項を通知し、かつ、欧州委員会に対し、遅滞なく、その条項に影響のあるその後の改正を通知する。

2. 利用可能な司法救済を妨げることなく、構成国は、職務権限を有する国内機関、及び、適切な場合には、それ以外の国内組織が、第1項に示す違反行為を停止させるために必要な権限をもつことを確保する。

3. 構成国は、職務権限を有する国内機関、及び、適切な場合には、それ以外の国内組織が、この指令に従って採択された国内法上の条項の適用を監視し、これを執行するために必要となり得る関連情報を入手する権限を含め、必要な調査権限及び資源をもつことを確保する。

4. 関連する国内監督当局は、この指令により採択された国内法を執行する際における国境を越える効果的な協力を確保し、かつ、国境を越えるデータの移転を含むサービスの提供のための整合性のとれた要件を創設するための措置を採択することができる。

国内監督当局は、欧州委員会に対し、そのような措置を採択する前、適時に、その活動の根拠の要旨、予定している措置及び今後の活動計画について報告する。欧州委員会は、その情報を検討し、ENISA 及び指令 95/46/EC の第 29 条によって設置された個人データの処理と関連する個人の保護に関する作業部会と協議をした上で、それらの措置について、とりわけ、予定している措置が域内市場の機能を害さないことを確保するために、意見または勧告をすることができる。国内監督当局は、その措置を決定する際には、欧州委員会の意見または勧告を最大限考慮に入れる。

第 16 条 移行の準備

1. 第 12 条は、この指令により採択された国内法上の条項の発効前に既に印刷物またはオフラインの電子的な形態で作成され市場に置かれている名簿には適用されない。

2. 固定式または移動式の公衆電話サービスの加入者の個人データが、この指令により採択された国内法上の条項の発効前に、指令 95/46/EC の条項及び指令 97/66/EC の第 11 条に適合する公開の加入者名簿に収録されていた場合、そのような加入者の個人データは、加入者がこの指令の第 12 条に従って目的及び選択に関する完全な情報を受けた後に別の選択肢を指示しない限り、逆引きの機能を含め、印刷物または電子版の公

開の名簿に収録されたままとすることができる。

第17条 国内法化

1. 2003年10月31日以前に、構成国は、この指令を遵守するために必要な条項を発効させる。構成国は、欧州委員会に対し、直ちに、そのことを通知する。

構成国がこれらの条項を採択する際、それらの条項はこの指令への参照を含めるものとし、または、その公示の際にそのような参照を付するものとする。そのような参照を行うための方式は、構成国が定める。

2. 構成国は、欧州委員会に対し、この指令によって規律される分野において構成国が採択する国内法の条項の正文並びにその後のその条項の改正の正文を送付する。

第18条 見直し

欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、第17条第1項に示す日から3年以内に、この指令の適用、及び、経済界と消費者に対して与えるその影響、とりわけ、国際的な状況を考慮に入れた上で、望まない通信に関する条項に関し、報告書を送付する。この目的のために、欧州委員会は、構成国に対して情報の提供を求めることができ、その情報は、遅滞なく提供されるものとする。それが適切な場合には、欧州委員会は、その報告書の結果とこの分野における変化を考慮に入れた上で、この指令の改正提案を送付し、また、それ以外の、この指令の有効性を向上させるために欧州委員会が必要と判断する提案をする。

第19条 廃止

指令97/66/ECは、第17条第1項に示す日に発効するものとして、ここに廃止される。

廃止される指令に対する参照は、この指令への参照として解釈される。

第20条 発効

この指令はEU官報で公示された日に発効する。

第21条 適用

この指令は、構成国に対して適用される。